

令和 3（2021）年 9 月 8 日

栃木県環境審議会会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会長
江連 比出市

栃木県環境審議会自然環境部会における審議事項について（報告）

このことについて、当部会において調査審議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 調査審議事項

- (1) 令和 3 年 6 月 24 日付けで環境審議会から付議された事項
 - ・本県において優先的に対策を行う必要がある外来種の選定方法
- (2) 令和 3 年 8 月 20 日付けで栃木県知事から諮問を受けた部会専決事項
 - ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - イ アナグマの捕獲禁止措置の継続について

2 調査審議の経過

- (1) 開催日
令和 3 年 8 月 20 日～9 月 3 日 令和 3 年度第 1 回自然環境部会（書面開催）
- (2) 参加者
委員 江連比出市、内田裕之、加賀豊仁、毛塚博子、塩野谷ふじ子、南木好樹
専門委員 香川清彦、川田裕美、桑名満、小泉透、菅沼清

3 調査審議の結果

- (1) 付議事項
本県において優先的に対策を行う必要がある外来種の選定方法については、別添 1 のとおりとすることが適当である。
- (2) 部会専決事項
ア及びイについては適切である旨、別添 2 のとおり答申した。

以上

令和 3（2021）年 9 月 8 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

答申書

令和 3（2021）年 8 月 20 日付け自環第 325 号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

アナグマの捕獲禁止措置の継続について

以上

自環第 325 号
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 12 条第 2 項の規定に基づき、区域又は期間を定めて対象狩猟鳥獣(アナグマ)の捕獲等を禁止することについて、同条第 6 項の規定において準用する第 4 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 3 (2021)年 8 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

アナグマの捕獲禁止措置の継続について(案)

栃木県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14(2002)年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、平成 9(1997)年 11 月以降、狩猟鳥獣であるアナグマについて、区域及び期間を定めて捕獲を禁止してきた。

現在の捕獲禁止措置が令和 3(2021)年 10 月末をもって終期を迎えることから、以下の理由により令和 3(2021)年 11 月以降も捕獲禁止措置を継続することとしたい。

1 栃木県におけるアナグマの状況

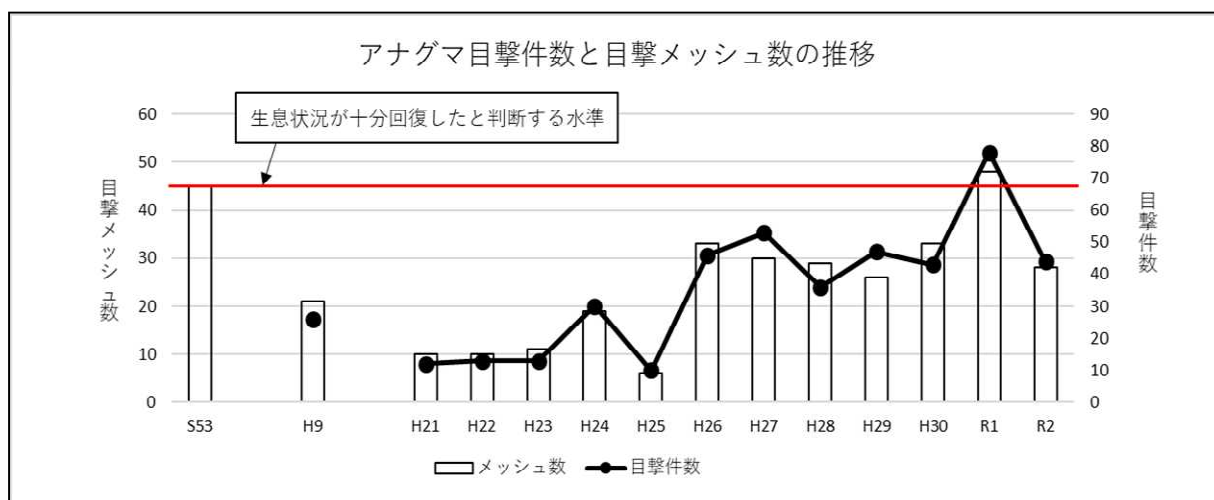
(1) これまでの経緯

本県におけるアナグマの生息数が減少していると判断されたため、平成 9(1997)年 11 月から平成 12(2000)年 10 月までの 3 年間、県内全域で狩猟による捕獲を禁止した。その後、生息状況が十分に回復しないことから、平成 12(2000)年 11 月から令和 3(2021)年 10 月まで 3 年ごとに期間を定め、捕獲禁止措置を継続してきた。

(2) アナグマの生息状況に係るデータ等

① 目撃件数と目撃メッシュ数

年度	S53	H9	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
目撃件数	—	26	12	13	13	30	10	46	53	36	47	43	78	44
メッシュ数	45	21	10	10	11	19	6	33	30	29	26	33	48	28



② 県版レッドリストにおける取扱い

本県では、アナグマを「栃木県版レッドリスト」の「要注目」カテゴリーに区分していたが、平成 28(2016)年度に策定した「第三次レッドリスト」において、生息状況が回復傾向にあると判断されたため、カテゴリーから外している。

2 令和 3(2021)年 11 月以降の対応方針

アナグマの捕獲禁止措置を開始した平成 9(1997)年度に、生息状況が悪化する前の比較データとして用いられた昭和 53(1978)年の目撃メッシュ数は、45 メッシュであった。その水準を「生息状況が十分に回復した」と判断できる水準として考えると、近年の目撃メッシュ数の推移は、令和元(2019)年度に 45 メッシュを超えたものの、全体的に見れば本水準を下回っており、現状では捕獲禁止措置を解除できるほどの水準には至っていないと判断する。

また、アナグマによる農業被害等についても明確な被害は報告されておらず、現状、アナグマの生息が社会的な問題になる可能性は低いと推察する。

以上の理由により、引き続き令和 3(2021)年 11 月 1 日から令和 6(2024)年 10 月 31 日まで県内全域でアナグマの捕獲禁止措置を継続することとする。